

「下水道コンセッションガイドライン」 構成の見直しについて

1. 現行の下水道コンセッションガイドラインの全体について

- 現行の下水道コンセッションガイドラインは全部で4つの章で構成されている。
- 本検討会では、第2章及び第3章の取扱いについてご審議いただきたい。

＜現行の下水道コンセッションガイドラインの各章の概要＞

1章	2章	3章	4章
総論	現状・意義・課題の整理	事業実施に関する解説	その他（附帯事業等）
＝ガイドラインの位置づけ	＝導入可能性に向けた検討	＝事業実施に向けた手順・論点	＝収益向上・効率化の取組
関連法令等の整理 ✓各法令・ガイドライン等を整理し、位置づけを明示 ガイドラインの対象 ✓すべての下水道管理者を対象 ✓民間事業者が参考とすることも想定	手法の分類・選択 ✓PPP/PFI手法の全体像・実施状況 ✓適切な手法選択の流れ 意義（期待）と課題 ✓管理者（自治体）と民間事業者の視点 ✓自治体規模別の視点	コンセッション導入に向けた道筋 ✓コンセッションのメリット、実施に向けたステップの流れに沿って整理 各段階における基本的な考え方 ✓検討・準備段階～終了時までの各段階における検討課題・考え方を整理	更なる収益向上・効率化に向けた取組 ✓収益施設の併設・公的不動産の有効活用等の紹介

本検討会での検討対象

2. 現行第2章の取扱いについて

- 官民連携を実施したい自治体がまず初めに読む資料として、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」（以下、「手法選択ガイドライン」）を位置付けることを想定している。
- 現状の下水道コンセッションガイドラインの第2章の内容は、「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」と内容が重複している。
- 来年度に上記「手法選択ガイドライン」の改定を想定していることから、「手法選択ガイドライン」を充実させることによって、現行の下水道コンセッションガイドラインの第2章に代替することとしてはどうか。

<現行の下水道コンセッションガイドライン第2章の概要>

2.3.3 採用手法の選択

採用することができる PPP/PFI の絞り込みにあたっては、具体的に検討している事業の期間、特性、規模等を勘案する。

多様な PPP/PFI がある中で、具体的に検討している事業の期間、特性、規模等により、採用することができる PPP/PFI の絞り込みを行う。

簡易な検討（※1）及び詳細な検討（※2）に先立ち、これらを実施する PPP/PFI を絞り込むことにより、迅速かつ的確な検討の実施につながる。

（※1）簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、下水道施設等の管理者が自ら、候補とされた PPP/PFI の適否を検討する段階である。これにより、この段階で、明らかに PPP/PFI 導入の見込みがない下水道施設整備等事業について PPP/PFI を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができる。

（※2）詳細な検討は、専門的な外部コンサルタントに委託して、候補とされた PPP/PFI の適否を詳細に導入検討する段階である。

(1) PPP/PFI の各運営手法の特徴

採用手法の選択については、図表 2-10 のフロー及び図表 2-11 を参考に用いることが考えられるほか、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案があり、その提案に具体的な PPP/PFI が記載されている場合は、当該手法を採用手法の一つとして検討することも考えられる。ただし唯一の手法を選択することが困難である場合は複数の手法を選択することも可能である。



図表 2-10 採用手法選択フローチャート

<手法選択ガイドラインの概要>

下水道事業における「優先的検討規定」の案文とその解説を提示したもの。
下水道事業において PPP・PFI 手法の導入を検討する際の

- > 優先的検討の開始時期
- > 適切な PPP/PFI 手法の選択
- > 簡易な検討、詳細な検討(経済性評価手法等)

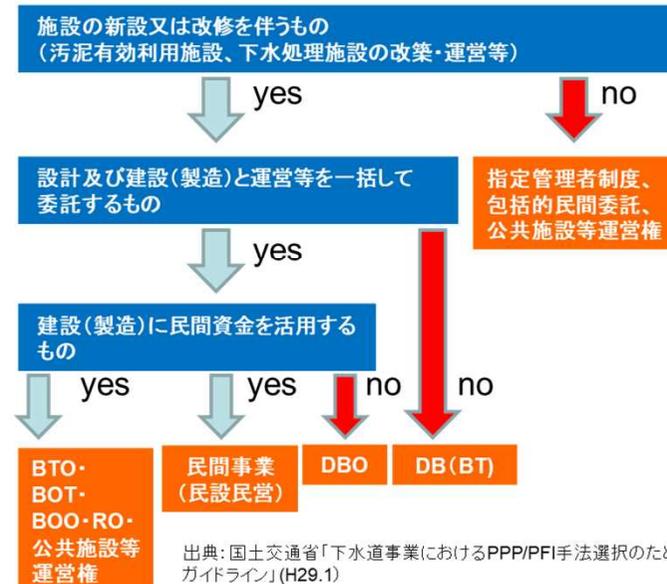
等が整理されている。

<優先的検討の対象事業(以下の全てに該当するもの)>

- ・人口20万人以上の地方公共団体(※これ以外の地方公共団体であっても同様の取り組みを行うことが望ましい)
- ・事業費基準を満たすもの
 - ✓事業費総額10億円以上(建設、製造又は改修を含む)
 - ✓単年度の事業費が1億円以上(運営等のみ)
- ・民間資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるもの

<記載内容の例>

適切な PPP/PFI 手法の選択の流れ



出典: 国土交通省「下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン」(H29.1)

3. 第3章の項目の再構成 1/3

- 現状の下水道コンセッションガイドライン第3章の構成は、自治体を実施する手続きと検討論点について一体的に記載されており、検討をする場合に読みにくさを指摘する声があったところ。
- 今回の改定において第3章の構成を次頁のとおり変更し、実施手順と検討事項を分離した上で、相互の繋がりがわかりやすくするとともに、各ステップフェーズと対象手続の関係を明確化してはどうか。

< 現行の下水道コンセッションガイドライン第3章の構成 >



凡例

- : 導入・実施手順に関する事項
- : 検討事項

*色分けは次頁との比較の便宜で付している

3. 第3章の項目の再構成 2/3

＜下水道コンセッションガイドライン第3章の構成変更案とそのポイント＞

新規追加

ステップ

検討準備フェーズ

公募準備フェーズ

公募フェーズ

事業遂行フェーズ

- ・各フェーズで行う手続き
- ・各フェーズで作成するドキュメント
- ・手続きやドキュメントを作成するための検討項目
- ・検討を行うために必要な情報

Point

- ✓ ○○の検討内容は、▲ページ参照のように誘導する
- ✓ 必須項目とオプション（合流の場合、分流の場合等）を区別する

索引
目次

従来項目の入替・調整*

導入・実施手順

3. 4

情報整備等（事業情報整備、MS）

3. 5

実施方針に関する事項

3. 6

特定事業の選定・公表

3. 7

要求水準書の作成

3. 8

運営権者選定にあたっての審査及び契約

3. 9

基本協定、運営権実施契約、直接協定

Point

- ✓ 手続きの方法論、ドキュメントの記載事項等（記載事項の中身について誘導する）

手続の
検討

導入における検討事項

3. 3

事業スキームの検討（事業スキームの検討、運営権者の性質等）

3. 11

事業スキーム

3. 10

業務範囲（業務範囲、事業期間）

3. 12

財務・会計等（使用料、利用料、運営権対価、リスク分担等）

3. 13

事業実施

3. 14

事業終了

Point

- ✓ 現行で分散されている内容を、項目ごとに集約する（事前検討＋実施中の留意点等をまとめる）

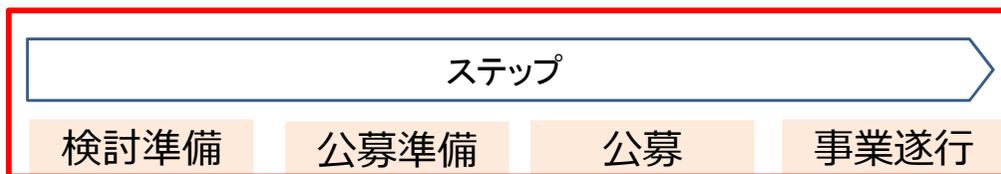
中身の
検討

*項目における本文の調整にあたっては、読みやすさに配慮して本体部分と脚注を分けて表現する等の対応を予定している

3. 第3章の項目の再構成 3/3

<ステップと導入・実施手順及び導入における検討事項の配置イメージ>

新規追加



導入・実施手順

導入における検討事項

		検討準備	公募準備	公募	事業遂行
3. 4	情報整備等(事業情報整備、MS)	○			
3. 5	実施方針に関する事項		○		
3. 6	特定事業の選定・公表		○		
3. 7	要求水準書の作成		○		
3. 8	運営権者選定にあたっての審査及び契約			○	
3. 9	基本協定、運営権実施契約、直接協定				○
3. 3	事業スキームの検討	○			
3. 11	事業スキーム	○	△		
3. 10	業務範囲(業務範囲、事業期間)	○	△		
3. 12	財務・会計等(リスク分担等)		○		
3. 13	事業実施		○		△
3. 14	事業終了		○		△

凡例
 ○ : 主要な検討 △ : 概要又は詳細を検討